

令和3年10月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月25日(月) 午後2時30分

2. 開催場所 坂井市多目的研修集会施設3階 大ホール

3. 出席委員 17名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	2番 (欠席)	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 林 亮介
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 (欠席)	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川 敏光
16番 寺嶋 太寿男	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 2名

2番 末廣 秀夫 10番 大嶋 裕一

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 小林 一裕

書記 安久 佐由美

6. 提出議案

議案第36号 農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第40号 現況証明願について

議案第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について

議案第43号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

7. 議事録署名人

7番 牧野 典代委員

8番 伊藤 美津雄委員

事務局長

令和3年10月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。
只今の出席委員数は17名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に9番 坪田信次委員、10番 大嶋裕一委員を指名いたします。
それでは、議事に入ります。
議案第36号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> では、議案第36号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」説明させていただきます。出願人は三国町嵩 ○○さん。申請地は三国町浜地の田、679㎡です。

公売で農地を買い受ける資格を満たすかどうかご審議願います。

議長

この議案につきまして、ご意見を伺います。
ご意見、ございませんか。

議長

無ければ、お諮りいたします。
議案第36号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

異議がないと認めます。
議案36号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は許可することに決定いたしました。

次に、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> それでは、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。今月は5件です。

整理番号20、21番は交換案件です。先に整理番号20番。譲渡人は春江町沖布目 ○○さん。譲受人は春江町沖布目 ○○さん。申請地は春江町沖布目、田、1,440㎡です。許可後の経営面積240aです。

続いて整理番号21番。譲渡人は春江町沖布目 ○○さん、譲受人は春江町沖布目 ○○さん。申請地は春江町沖布目 1,621㎡です。許可後の経営面積は208aです。

整理番号22番。譲渡人は福井市西谷町 ○○さん。譲受人は丸岡町城北6丁目 ○○さん。申請地は坂井町蔵垣内12筆、計10,982㎡です。許可後の経営面積は527aです。

整理番号23番。譲渡人は丸岡町小黒 ○○さん。譲受人は丸岡町伏屋 ○○さん。申請地は丸岡町小黒、計843㎡です。許可後の経営面積は63aです。

議 長	<p>整理番号 24 番。公売の案件です。譲受人は三国町嵩 ○○さん。申請地は三国町浜地。競落人の場合、許可後面積 673 a です。 以上、ご審議の程をお願いいたします。</p>
議 長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p>
議 長	<p>はじめに整理番号 20、21 の申請についてから伺います。この申請は田中正信委員が関連しますので、田中委員は退席してください。</p>
議 長	<p>それでは整理番号 20、21 番についてご意見を伺います。</p>
議 長	<p>ご意見、ございませんか</p>
議 長	<p>無ければ、お諮りいたします。</p>
議 長	<p>整理番号 20、21 番は許可することに決定してよろしいですか。</p>
各委員	<p><各委員>異議なしの声</p>
議 長	<p>異議がないと認めます。議案第 37 号の整理番号 20、21 番は許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>ここで田中正信委員の入室を認めます。</p>
議 長	<p>それでは、整理番号 20、21 番を除く申請は、許可することに決定してよろしいですか。</p>
各委員	<p><各委員>異議なしの声</p>
議 長	<p>異議がないと認めます。</p>
議 長	<p>議案第 37 号の整理番号 20、21 を除く申請は、許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。</p>
事務局	<p><説 明> では、議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。</p>
事務局	<p>整理番号 48 番、申請者は○○さん。申請地は丸岡町城北 6 丁目、501 m²を貸駐車場として整備するものです。以上ご審議願います。</p>
議 長	<p>現地確認を行った委員からの報告を求めます。</p>
議 長	<p>整理番号 48 番を 11 番中垣内委員の報告を願います。</p>
中垣内委員	<p>11 番、中垣内です。整理番号 48 番は、始末書のとおりで、厳重注意したことを報告します。他は問題ありません。</p>
議 長	<p>続いて 地元委員のご意見を伺います。</p>
議 長	<p>14 番 本田委員お願いします。</p>
本田委員	<p>14 番 本田です。現地確認された委員の説明のとおりで問題ありません。</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第 38 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。</p>
議 長	<p><各委員> 異議なしの声</p>
議 長	<p>ご異議がないと認めます。</p>
議 長	<p>議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。</p>

議 長

次に、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議についてについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> それでは、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議についてについて」ご説明させていただきます。

整理番号 49 番、所有権移転の案件です。譲渡人は福井市石橋町 ○○さん。譲受人は石川県金沢市 ○○さん。申請地は春江町江留上昭和、計 545 m²です。

整理番号 50 番、貸人は坂井町田島 ○○さんほか 11 名。借人は丸岡町舟寄 若築・矢作・半沢北陸新幹線坂井丸岡高架橋特定建設工事共同企業体です。新幹線建設用地として、すでに 12 月末まで申請している案件で、延長により 1～3 月まで賃借権設定するものです。申請地は坂井町田島 12 筆、合計 17,910 m²のうち、17,180.21 m²です。

整理番号 51 番、使用貸借権設定するものです。貸人は丸岡町磯部福庄 ○○さん。借人は丸岡町磯部福庄 ○○さん。親子関係です。申請地は丸岡町磯部福庄、田、737 m²。住宅建築のために建築面積は 101.77 m²です。

整理番号 52 番、所有権移転の案件です。譲渡人は福井市二の宮 ○○さん、譲受人は東京都港区 ○○さん。申請地は春江町江留上錦、田 393 m²です。駐車場建設のため整備するものです。

整理番号 53 番、譲渡人は丸岡町女形谷 ○○さん、譲受人は丸岡町女形谷 ○○さん。親子関係です。申請地は丸岡町女形谷で住宅建築を目的として所有権移転するものです。平屋建て建築面積 121.44 m²です。

整理番号 54 番、貸人は丸岡町小黒 ○○さん、借人は丸岡町小黒 ○○さんです。申請地は丸岡町小黒 畑 132 m²です。住宅建築を目的に使用貸借権を設定するもので、建築面積 83.63 m²です。こちらは後の議案である現況証明の部分もかかわってきます。

整理番号 55 番、所有権移転の案件で、譲渡人は丸岡町今福 ○○さん、譲受人は福井市開発二丁目 ○○さん。申請地は丸岡町今福、田 373 m²です。住宅建築を目的とするもので建築面積は 211.99 m²です。

整理番号 56 番、貸人は丸岡町上安田 ○○さん、借人は丸岡町上安田 ○○さんです。こちらは親子関係です。申請地は丸岡町上安田、合計 548 m²です。住宅建築を目的に使用貸借権を設定するもので建築面積は 120.88 m²です。

整理番号 57 番、譲渡人は三国町西今市 ○○さん 譲受人は福井市栗森 1 丁目 ○○さん。申請地は三国町三国東二丁目、田 378 m²です。住宅建築を目的として所有権移転するもので建築面積は 126.87 m²です。

整理番号 58 番、貸人は坂井町上兵庫 ○○さん、借人は福井市勝見三丁目 ○○さん。申請地は坂井町宮領、田 495 m²です。資材置き場として整備するもので賃借権設定するものです。

整理番号 59 番、譲渡人は坂井町宮領 ○○さん、譲受人は福井市勝見三丁目 ○○さん。申請地は坂井町宮領、田 357 m²です。資材置場として所有権移転するものです。

以上ご審議をお願いします。

議 長

それでは、現地確認の報告をお願いします。

事務局

整理番号 49、52、57 番を 10 番 大嶋裕一委員ですが欠席のため、事務局から説明願います。

大嶋委員欠席のため、ご意見を受けておりますので説明いたします。

整理番号 49 番。ソレイジさんが集合住宅を建築するもので 隣地との境界には擁壁を設けて、雨水排水は南側の市道の側溝に流入させるとのことで、用途地域内の田であり、やむを得ないものであると考えますとのことです。

整理番号 52 番。申請人である株式会社スリー・トゥ・ゼロが駐車場を増設するために転用するものです。用途地域内の農地であり、周辺営農にも影響がないことからやむを得ないものであると考えますとのことです。

整理番号 57 番。申請人が住宅を建てるため転用するものです。坂井市役所三国支所付近で用途地域内隣地との境界には擁壁を設けて、雨水排水は南側の市道の側溝に流入させるとのことで、やむを得ないものであると考えますとのことです。

議長

整理番号 50、51、56 番を 9 番坪田委員願います。

坪田委員

9 番 坪田です。整理番号 50 番は新幹線用地の工事延長によるものとくに問題ないと思われま。目的は新幹線との地境の設置、排水溝の整備と聞いております。

整理番号 51 番は畑に住宅を建てるというもので、北側に排水すると聞いております。整理番号 56 番は住宅を建てるもので西東に排水がないので、排水路を検討してほしいと要望しています。

議長

整理番号 53、54 番を 12 番木村委員願います。

木村委員

12 番 木村です。整理番号 53 番は排水の問題もないと思われま。整理番号 54 番小黒の件も隣接農地に影響なく排水の問題もないと思われま。

議長

整理番号 55、58、59 番を 11 番中垣内委員願います。

中垣内委員

11 番 中垣内です。整理番号 55 について雨水はむかって右、東側に大きめ排水路がありそこに排水するとのことです。南側には田がありますが影響ないことを確認しました。整理番号 58、59 番ですが、隣り合わせの場所で、現在は草地となっています。周辺にはまったく農地はないこと、影響ないことを確認しましたので、ご審議願います。

以上ご審議願います。

議長

続きまして、地元委員のご意見を伺います。

田中委員

整理番号 49、52 番を 13 番田中委員願います。

13 番 田中です。整理番号 49、52 番とも、現地調査に行かれた委員の報告のとおり、なんら問題ないと思われま。

議長

整理番号 50 番田島地区を 12 番木村委員願います。

木村委員

12 番 木村です。整理番号 50 番は新幹線用地のため工期延長するものでやむを得ないと考えま。

森委員

森です。一時転用をするものですのでよろしく願います。

議長

整理番号 51、56 番を 11 番中垣内委員願います。

中垣内委員

11 番中垣内です。整理番号 51、56 番ともに集落内に住宅建築を行うもので、現地確認委員及び事務局説明のとおりです。ご審議願います。

整理番号 53、54 番を 2 番末廣委員欠席ですので、事務局からの報告を

議 長	<p>お願いします。</p> <p>末廣委員から意見を伺っていますので報告いたします。</p>
事務局	<p>整理番号 53、54 番とも住宅建築の案件は、特に問題ないとの意見を伺っております。</p>
森委員	<p>整理番号 55 番を 19 番森が報告します。</p> <p>19 番森です。整理番号 55 番について事務局並びに現地確認された委員の報告のとおり、問題ないと思われま。</p>
議 長	<p>整理番号 57 番を 6 番林委員お願いします。</p>
林委員	<p>6 番 林です。整理番号 57 番は事務局の説明のとおり、住宅地に混在して立地しており、周辺に影響ないと思いますのでご審議お願いします。</p>
議 長	<p>整理番号 58、59 番を 12 番木村委員お願いします。</p>
木村委員	<p>12 番 木村です。現地確認された委員の報告のとおり問題ないと思われま。</p>
議 長	<p>それでは、この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。</p> <p>ご意見ございませんか。</p>
委 員	<p><各委員> 異議なしの声</p>
議 長	<p>異議がないと認めま。</p> <p>議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 40 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めま。</p>
事務局	<p><説 明> 議案第 40 号について説明しま。整理番号 13 番、出願人は丸岡町小黒 ○○さん、証明を受けようとする土地は丸岡町小黒の計 412 ㎡です。隣接地が住宅敷地であり昭和 44 年頃農作業小屋として一体利用し、現在に至るものです。</p> <p>整理番号 14 番、出願人は丸岡町上久米田 ○○さん、証明を受けようとする土地は丸岡町上久米田、計 73 ㎡です。1 について昭和 48 年頃より杉の木が生育し、2 は 48 年頃より大石砕石石協同組合の一部として駐車場利用されて、現在に至っています。</p> <p>以上ご審議願いま。</p>
議 長	<p>それでは、ご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>議案第 40 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p><各委員> 異議なしの声</p>
議 長	<p>ご異議がないと認めま。</p> <p>議案第 40 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。では続いて議案第 41 号「相続税の猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めま。</p>
事務局	<p><説 明> 報告第 41 号「相続税の猶予に関する適格者証明願について」、説明しま。</p> <p>受付番号 489 番。申請者は○○さんの相続人である愛知県瑞穂区 ○○さん、特例適用農地は三国町三国東 6 丁目、田ほか 43 筆、計 13,910</p>

m²です。受付番号 490 番。申請者は石川県金沢市 ○○さん、適用農地は三国町中央一丁目、計 1,907 m²です。納税猶予に関する適格証明願がありましたのでご審議願います。

議 長

それでは、ご意見を伺います。ご意見ございませんか。
議案第 41 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

<各委員> 異議なし

ご異議がないと認めます。

議案第 41 号「相続税の猶予に関する適格者証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。

議 長

続いて議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 43 号「農用地利用再配分計画の決定について」は関連がありますので一括議題とします。農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

議案第 42 号、43 号について説明いたします。

利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は 6 名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は 82 名となっております。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規 237 筆、454,084 m²、田の更新 6 筆、13,463 m²です。畑は新規更新ともなしです。更新は田 6 筆、13,463 m²です。田新規更新合わせて 243 筆 467,547 m²です。

使用貸借権は、田 8 筆 7,387 m²。所有権移転の案件は今回ございません。説明は以上です。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。